

## 1. 地方厚生局の沿革

- 地方厚生局は、平成 13 年の中央省庁再編を機会に設置された地方支分部局である。
- その背景としては、平成 10 年の中央省庁等改革基本法において、「政策の企画立案機能と実施機能の組織的分離、ブロック単位の地方支分部局の総合化により、国の組織の減量効率化を図る」という基本的方針が示されたことが契機となっている。
- 上記の方針に従い、中央省庁再編時の平成 13 年 1 月に従来から設置されていたブロック機関である、地方医務局と地区麻薬取締事務所を統合した上、併せて、本省において実施していた各種の衛生・福祉分野の許認可、監視・監査業務及び健康保険組合、厚生年金基金の監督業務等に移管して設置することとされたもの。
- また、地方分権が推進されていく中で、各地域における保健、医療、福祉の実情を踏まえた施策の展開が一層必要とされることにかんがみ、本省との連携を図りながら厚生行政の実効的な遂行に不可欠な地方支分部局として位置づけられている。

## 2. 地方厚生（支）局の名称、所在地及び管轄区域

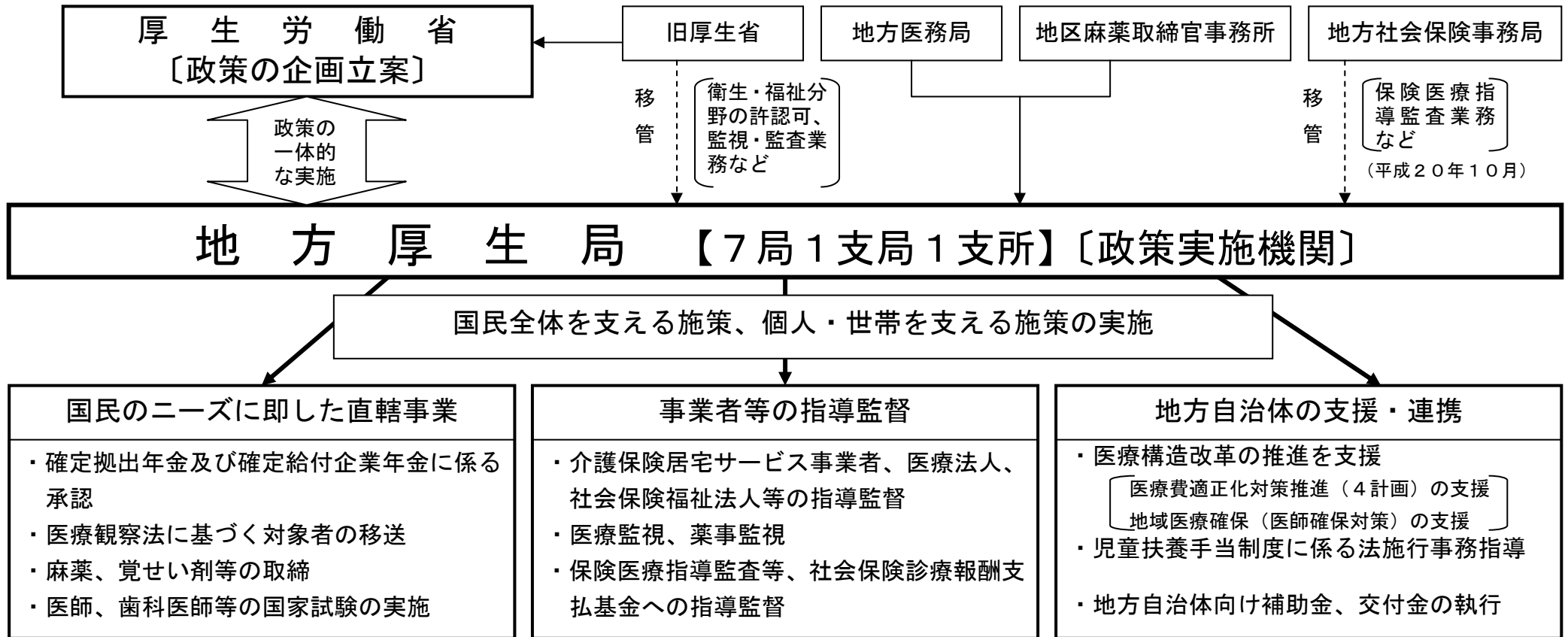
地方厚生（支）局の名称、位置及び管轄区域については、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に規定されており、次のとおり。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道厚生局	札幌市	北海道
東北厚生局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越厚生局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海北陸厚生局	名古屋市	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿厚生局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国厚生局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
四国厚生支局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州厚生局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

3. 最近の地方厚生局を取り巻く状況

# 『地方厚生局』

◇ 地方厚生局は中央省庁等改革基本法に基づき、国民のより身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関として、平成13年1月6日に設置されたブロック機関である。



○国民生活の安全・安心の確保

○国民の福祉を高める

○社会保障制度の維持、適正実施

(様式)

## 市場化テストの実施に関する回答（事務・事業単位）

地方出先機関名	地方厚生局	府省名	厚生労働省
事務・事業名	医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の国家試験事務の実施		
事務・事業の類型 ※ 該当する類型に○印を付けること	1. 施設の管理・運営 2. 研修 ③ 国家試験等 4. 相談 5. 広報・普及啓発 6. 検査検定 7. 徴収 8. 統計調査 9. 公物管理 10. その他		
事務・事業の概要等	<p>概要：各種国家試験業務※のうち、試験会場の確保、受験願書の受付・審査、受験票の交付、試験の実施、合格発表等（※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、薬剤師の12国家試験）</p> <p>根拠法：医師法（昭和23年法律第201号）第9条、第10条、第11条、第16条、第27条及び第30条          歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条、第10条、第11条、第16条、第24条及び第28条          保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条、第18条、第21条、第22条の2、第23条、第27条及び第28条          診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第18条、第19条、第20条、第21条及び第23条          臨床検査技師法（昭和33年法律第76号）第12条、第13条、第14条、第15条及び第17条          理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第10条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第18条及び第19条          視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第11条、第12条、第13条、第14条及び第16条          栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2、第5条の3、第5条の4、第6条の2、第6条の3、第7条の2          薬剤師法（昭和35年法律第146号）第11条、第12条、第13条、第14条、第15条及び第18条          厚生労働省組織規則第710号、737号、741号</p> <p>当該事務・事業を特定の公務員以外が担えないとする特殊事情・規制する法令等の有無：無し</p>		
事務・事業に係る予算額(20年度)	256,378千円		
事務・事業に係る定員(20年度)	9人（担当者の人数。他係の業務を兼務している。）		
業務量に関連する指標の実績値	出願者数 137,743人、受験者数 132,670人、合格者数 102,120人		

外部資源の活用状況 (外部委託を実施している場合)	試験会場の借上げ。受験願書の受付・審査、受験票の交付についての補助業務及び試験の実施時における試験監督の補助。
市場化テストの実施の可否 ※ 該当する方に○印を付けること	1. 可 ② 否
市場化テストを実施する場合	1. 入札種別（官民競争入札又は民間競争入札） 2. 入札実施予定時期 3. 事業開始予定時期 4. 契約期間
市場化テストを実施しない場合の理由	1 地方厚生局は中央省庁等改革基本法に基づき、国の行政機関における政策の企画立案機能と事業実施機能を分離することを基本とし、平成13年1月6日の中央省庁の再編にあわせ、これまでの地方医務局及び地区麻薬取締官事務所を統合し設置された。 2 医師等の医療関係職種については、国民の生命身体に直接影響するという観点から、資格試験として国家試験を実施しているところであり、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。 3 当該業務を市場化テストで実施しない理由として、 ・ 国家試験業務は、健康・安全に係る国民生活に重大な影響を及ぼす資格試験であることからミスが許されない行為であり、市場化テストの官と民でどちらが効率的に実施できるかといった競合には適さない。 ・ 国家試験の実施に当たっては想定外のトラブルが発生することも多々あり、これらに対応する必要があるが、市場化テストを実施するとその地域により対応が異なることになりかねない。 このようなことから地方厚生局が担う国家試験業務について市場化テストを行うことについては適当ではないと考える。 4 現在でも、民間に移行できるものは全て委託しており、この対象を広げた結果生じる重大な過失から試験の公正を欠くような事態が生じた場合でも、民間事業者に社会的な責任は負えない。 5 なお、(独)大学入試センターの大学入試センター試験事業について、平成21年度から民間競争入札を実施することとなっているが、現在、実施要項等詳細が定まっていないことから、その動向をふまえて検討していく。

# 国家試験業務の流れ

厚生労働省

地方厚生(支)局

- ・ 国家試験委員の任命
- ・ 試験計画の策定
- ・ 試験問題の作成 (試験委員会)

- ・ 試験施行の官報公告

- ・ 受験願書の受付
- ・ 受験資格審査

- ・ 出願者名簿の作成

- ・ 受験票の交付

## 試験の実施

- ・ 試験問題等の印刷

試験問題、答案用紙等を送付

試験実施の準備

試験監督

- ・ 答案用紙の回収・返送

- ・ 採点業務
- ・ 合否決定等

- ・ 卒業証明書等の確認

合格発表

- ・ 合格証書発送